

社会福祉法人薫風会

役員・評議員及び外部委員の報酬等に関する規程

役員・評議員及び外部委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人薫風会の役員、評議員及び外部委員の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 外部委員とは、評議員選任・解任委員会運営細則に定める、外部委員をいう。
- (3) 常勤の役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等及び外部委員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 外部委員 報酬

2 役員に対しては支払報酬の総額は1500万円を上限とし、監事に対しての支払い報酬の総額は150万円を上限とする。

(報酬の額の算定基準)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、評議員の決議によって定められた範囲内において、別表1に基づき、理事会の承認を得て、理事長が決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表2に定める額を上限とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表3に定める額を上限とする。
- 4 外部委員に対する報酬の額は、別表4に定める額を上限とする。
- 5 役員等及び外部委員が会議出席以外で臨時に職務を遂行した場合は、日額10,000円を越えない範囲で、理事長の決定により報酬を支給できるものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬の支給の時期は、毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）とする。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人薫風会旅費規程により支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法人法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成30年5月31日より適用する。

別表 1 (常勤理事の報酬)

役 職 名	報酬の額
理事長	月額 0 円
常務理事	月額 0 円

別表 2 (非常勤の役員の報酬)

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表 3 (評議員の報酬)

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表 4 (外部委員の報酬)

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円